

開 議

○**渋谷佐輔議長** おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告議員はございません。よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。

なお、鈴木広弥市民課長が欠席のため、桑島忍市民課補佐が出席しておりますので、ご報告いたします。

ここで、本日の本会議運営について、議会運営委員会の報告を求めます。

町田義昭議会運営委員長。

(町田義昭議会運営委員長登壇)

○**町田義昭議会運営委員長** おはようございます。

本日の本会議運営について、先ほど議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告いたします。

初めに、1日の本会議において各常任委員会及び特別委員会に付託されました議案等の審査結果を決算特別委員会委員長、各常任委員会委員長、予算特別委員会委員長から報告を受け、それぞれ質疑、討論、表決を行います。

なお、認第1号に2名、議案第74号に1名の反対の討論の通告がなされております。

また、請願第4号、請願第6号にそれぞれ賛成1名の討論の通告がなされております。

次に、本日追加提案されます議案について申し上げます。

追加議案は、議事日程第5号のとおり、一般議案1件、人事案件5件、議会案3件であります。追加議案の審議につきましては、付託議案の表決終了後に議長から委員会付託を省略し、全員による審議を諮っていただき、決定後、それぞれ提案説明を受け、質疑、討論、表決を行

います。

なお、人事案件については申し合わせにのっとり、提案説明後、質疑と討論を省略し、直ちに表決することといたします。

以上、よろしくお取り計らいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○**渋谷佐輔議長** 本日の会議は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり、配付しております議事日程第5号をもって進めます。

それでは、直ちに本日の会議に入ります。

日程第1 認第1号 平成26年度 長井市歳入歳出決算認定について 外19件

○**渋谷佐輔議長** 日程第1、認第1号 平成26年度長井市歳入歳出決算認定についてから、日程第20、議案第86号 平成27年度長井市水道事業会計補正予算第1号までの20件を一括議題といたします。

決算特別委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 初めに、決算特別委員会の審査の報告を求めます。

五十嵐智洋決算特別委員長。

(五十嵐智洋決算特別委員長登壇)

○**五十嵐智洋決算特別委員長** おはようございます。

平成27年第6回市議会定例会において、決算特別委員会に付託になりました認第1号 平成26年度長井市歳入歳出決算認定について及び認第2号 平成26年度長井市水道事業会計決算認定についての2件について、審査いたしました

経過と結果についてご報告申し上げます。

決算特別委員会は、会議日程に従い、9月1日の本会議終了後に正副委員長を選出し、9月15日に審査を行いました。審査に当たっては、各会計決算等の概要について会計管理者を初め、担当課長から説明を受けた後、3名の委員の総括質疑が行われ、終了後に細部審査が行われました。

その経過につきましては、議長及び議会選出監査委員を除く全員で構成する委員会での審査でありますので、ここで再び審査の状況、経過などについて申し上げることを省略させていただき、後刻会議録によりご承知くださいますようお願い申し上げます、審査の結果のみご報告申し上げます。

認第1号 平成26年度長井市歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第2号 平成26年度長井市水道事業会計決算認定については、全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程において委員各位から出されました質疑、意見等について十分に意を用いられ、事務の執行に当たられるよう申し上げます、決算特別委員会の審査の報告を終わります。

○**渋谷佐輔議長** 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対してご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**渋谷佐輔議長** 質疑がないので、質疑を終結いたします。

それでは、日程第1、認第1号 平成26年度長井市歳入歳出決算認定についての1件について、討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

初めに、議席番号8番、今泉春江議員。

(8番今泉春江議員登壇)

○**8番 今泉春江議員** おはようございます。日本共産党の今泉春江でございます。

認第1号 平成26年度長井市歳入歳出決算認定について、反対の意見を申し上げます。

この決算には子育て支援の中学校までの医療費助成や特定健診料の助成、西根小学校、豊田小学校の大規模改修工事、住宅新築・増改築リフォーム補助事業、福祉灯油事業など、多くの評価すべき事業が行われており、これらは市民の生活向上に大きく寄与したものと考えます。

しかし、26年度予算は4月からの消費税5%から8%への引き上げを前提にしたものであり、市の施設などの使用料に消費税の増額分を市民に負担させるものでありました。その後、市民の生活はどうでしょうか。消費税の増税とともに生活必需品が次々値上げされ、電気料なども値上げ、さらには年金や医療、介護などの社会保障はますます悪くなり、商売や暮らしは厳しくなり、雇用も農業も不安定になり、悲鳴を上げております。そんなときに市の施設などの使用料、市の霊園の使用料などにも市民負担を強いるものでした。

また、市税の収納率が前年度に続き13市でトップと報告されています。収納率向上には市民の皆様の大きな理解と努力があつてのことだと思います。しかし、収納率向上の中には多くの預貯金の差し押さえの強制徴収が行われています。確かに差し押さえ件数は前年度993件から26年度は866件と減少はしていますが、まだまだ多くの差し押さえが行われております。差し押さえはなさらず、相談収納に転換すべきです。

さらに国民健康保険では多くの資格証や短期証が交付されており、長井市は県内でも交付が多く、そのため医者にかかれない状況も出ており、健康と命にかかわる問題が起こっています。それには高過ぎて国保税を払いたくても払えないということが大きな原因です。高過ぎて払いたくても払えない国保税を一般会計からの繰り

入れで引き下げを行うよう一貫して要望してまいりましたが、このことがこの決算には反映されていません。

さらに多くの市民が見直しを求めている観光交流センター、仮称、かわと道の駅の用地買収費なども執行されています。このことは多くの市民の声に寄り添った決算とはなっていないのではないのでしょうか。

よって、意見を申し上げ、反対といたします。

○**渋谷佐輔議長** 次に、議席番号14番、安部 隆議員。

(14番安部 隆議員登壇)

○**14番 安部 隆議員** おはようございます。

認第1号 平成26年度長井市歳入歳出決算認定における、宅地開発事業特別会計決算に反対の意見を申し上げます。

さきの一般質問で申し上げましたが、宅造した花咲きタウンみずはの郷分譲販売について申し上げます。

分譲販売は長井市が単独で販売できるにもかかわらず、検討委員会報告経過もあり、宅建業者に販売委任をしたにもかかわらず、いかんとも理解しがたい販売でございます。長井市と取り交わした販売委任状には、代理販売もしくは媒介販売の記載は全てなし、並びに重要事項説明書記載にしなければならない取引形態欄には記載なしや代理販売、媒介販売などばらばらで、また宅地売買契約書には販売業者の記載や押印がほとんどなく、素人でもわかる不適切な書類であります。

このような不適切な書類であることを物語るように、宅建業者の監督機関である山形県建築住宅課による9月2日に口頭での指摘注意であったことは、宅建業法に違反しているからであります。また、販売手数料は一般市場の倍の6%を支払いしている。宅建業法違反の書類で6%の手数料支払いは理解ができません。手数料は戻していただき、適正な書類を作成させる

ことが先決ではないのでしょうか。

宅造事業は長井市が当事者であり、販売をするに当たり、業者に対して契約書などの配付や指導を申し上げてきたと思います。間違いがあれば正すなど、指導するのは至極当然だと思います。また、行政は市民に対して指導、監督、事業執行、推進などなど、多岐に及ぶ市民の負託を重視し、市民本位の行政執行であるべきと思います。

このたびの宅地販売は市民の疑問のとおり、山形県建築住宅課が指摘しているにもかかわらず、何の改善策もとらない関係課に対して理解ともしがたい不誠実きわまりないと思っております。

6%の手数料についても抛出を強いられたのは宅地を購入した買い主の方であり、契約書が不備のまま手数料を払わされ、踏んだり蹴つたりのことです。市民の疑義は深まるばかりであり、チェック機能である議員の忠告、指摘もいまだに聞き入れることのない状況は、放漫な状況と申し上げるしかございません。

よって、このたびの宅地販売については理解はできなく、宅地開発事業特別会計を含む認第1号 平成26年度長井市歳入歳出決算に反対を申し上げます。議員諸兄のご賛同を申し上げ、反対討論といたします。

○**渋谷佐輔議長** 通告による討論が終わりました。

これから採決いたします。

認第1号 平成26年度長井市歳入歳出決算認定についての1件について、決算特別委員長の報告は、認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○**渋谷佐輔議長** 起立多数であります。

よって、認第1号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第2、認第2号 平成26年度長井

市水道事業会計決算認定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

認第2号 平成26年度長井市水道事業会計決算認定についての1件について、決算特別委員長の報告は、認定であります。

決算特別委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○**渋谷佐輔議長** 起立全員であります。

よって、認第2号は、決算特別委員長報告のとおり決定いたしました。

総務常任委員会審査報告

○**渋谷佐輔議長** 次に、総務常任委員会の審査の報告を求めます。

赤間泰広総務常任委員長。

(赤間泰広総務常任委員長登壇)

○**赤間泰広総務常任委員長** 平成27年第6回市議会定例会において、総務常任委員会に付託になりました議案2件、請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月9日に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員、当局関係者の出席を求め、審査をいたしております。

それでは、議案第74号 長井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の設定について申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、さまざまな機会を捉えてこの制度の具体的な利点や注意点などをわかりやすく説明し、市民の理解を深める必要があると思うが、どうかとの質疑がなされ、総務課長からは、制度についての広報は国の責務であり、市町村はそれに協力するという事になっている。地方公共団体情報システム機構から個人番号の通知カードと一緒に説明文書が郵送されることになっているが、状況を見ながら必要に応じ、検討していきたいと考えているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、マイナンバー構想の原点は国民の金の流れを把握することによって、税逃れを防ぐことであり、徴税を強化する有力な手だてとなる。来年1月以降、企業は源泉徴収票など税務関係の処理に従業員や扶養家族の番号を記載しなければならないが、自営業者等は確定申告の際にマイナンバーの記載が必要になるのかとの質疑がなされ、総務課長からは、マイナンバーの具体的な利用については来年の1月から始まり、税の申告関係は平成28年1月の収入分からの対応することになり、源泉徴収票には付番しなければならない。平成29年3月の確定申告の際にマイナンバーの記載が必要であると理解しているとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、マイナンバー制度は国民全員に番号が割り振られるので、より高いセキュリティ管理、リスク管理が求められていると思う。不正利用、情報流出、プライバシーの侵害について、国民は不安と懸念を抱いており、国民の個人情報をおいかに守るか、国、市町村もそれぞれ苦慮していると思うが、年金機構の情報流出以降、国及び市のセキュリティ対策はどう講じているかとの質疑がなされ、総務課長からは、情報システムの安全確保を図るため、国の仕組みは基本的に一元管理を行わず、それぞれの分野において分散管理を行い、暗号等で